

平成28年労第203号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンター（以下「事業場」という。）においてセールスドライバーとして就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、勤務終了後に事業場駐車場の集配車の後ろに倒れているところを発見され、D医療センターへ救急搬送されたが、翌〇日、入院先の同医療センターにおいて死亡した。死亡診断書によると、直接死因：「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類：「病死又は自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及び発症時期について、E医師作成の死亡診断書及びF医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書等を踏まえ、当審査会としても、被災者が死亡に至った疾患名は「くも膜下出血」であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 異常な出来事への遭遇について

被災者が、本件疾病発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人及び再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間は100時間以上であり、認定基準を充足する旨主張するので、これについて具体的にみると以下のとおりである。

ア 請求人らは、繁忙期である本件疾病発症前1か月の期間において、被災者は午前〇時〇分頃には出勤し、配送する荷物の伝票確認、積込等の作業を行っていた旨主張する。

被災者の出勤時刻等に関し、Gは、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、被災者は午前〇時ぎりぎりに出社していた旨述べ、Hセンター長は、同日作成聴取書において、被災者は午前〇時〇頃に来ていた旨述べるも、平成〇年〇月〇日作成電話録取書においては、Gが述べるように、午前〇時ぎりぎりに出社していた旨申述している。

このように、被災者の出勤時刻に関するHセンター長の申述にはやや誤差が認められるも、Gの申述については信憑性を欠くとみるべき事情もないところ、Hセンター長の当初の申述をもってしても、請求人らの主張する午前〇時〇分頃とはかなりの開きがあると言わざるを得ず、ほかに請求人らが主張する出勤時刻を裏付けるないしは示唆する客観的な証拠は認められない。

この点、請求人らは、Hセンター長やGの申述にみられるように、ドライバーもパートが行う朝の荷積みを手伝うことがあるところ、繁忙期においては、被災者も他のドライバーと同様に荷積みの手伝いを行っていたとして、被災者が午前〇時〇分頃に出勤する理由がある旨主張するが、Gは、前記聴取書において、朝の積込みはパートが休んだ時に行うもので、常態として行うものではなく、さらに、被災者は朝の積込みを手伝うことはなかった旨述べ、これを明確に否定している。

請求人らは、さらに、事業場関係者からの聴取内容は、繁忙期における業務についてのものか、通常期における業務についてのものが不明確である旨主張し、被災者の出勤時刻に関するHセンター長やGの申述が、通常期に関するものである可能性を示唆する。しかしながら、これら事業場関係者からの一連の聴取の時期が、被災者の死亡から〇、〇か月経過した事業場業務の通常期に行われたものであっても、一般的に、亡くなった人の状況について問われれば、亡くなる直近の状況を回想して答えるものと推認され、事業場関係者が事業場については会社側の不利益になる内容を避ける意図をもって、そろって通常期の状況のみを述べたと解釈すべき事情も認められないことから、事業場関係者の申述には、繁忙期の状況が反映されていると判断するのが妥当である。

以上の点に、積込みのパートがいなかった〇年くらい前に比べ、働く環境が改善されており、タイムカードの打刻前に作業をすることはない旨のI支店長の申述を併せ勘案すると、仮に、被災者が午前〇時〇分に家を出ていた

としても、当審査会としては、被災者が午前〇時〇分頃には出勤し、荷積み等の作業を行っていたとする旨の請求人らの主張を採用することはできず、決定書理由に説示するとおり、タイムカードの打刻時間により労働時間を算定することが妥当であると判断する。

イ 請求人らは、本件疾病発症前1か月間の繁忙期においては、被災者を含めセールスドライバーは、所定の1時間の休憩時間を取ることは困難であった旨主張する。

昼の休憩時間に関し、I支店長は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、休憩は1時間取れており、被災者も最低1時間、時々1時間以上休憩していた旨述べ、Hセンター長は、上記聴取書において、自身1時間昼休みを取っており、被災者も同じくらい昼休みを取っていた旨述べている。また、Gは、上記聴取書において、自身昼は1時間休んでいるとしつつ、配達次第で1時間取れないことも、1時間以上取れることもある旨述べている。

以上の申述及び運転日報の記録内容によれば、被災者が本件疾病発症前1か月の間において、1時間以上の休憩時間を取っていたと推認される日もあることを総合的に勘案すると、当審査会としては、請求人らの主張を採用することはできず、決定書理由に説示された昼の休憩時間の算定方法は妥当であると判断する。

なお、会社関係者の申述には繁忙期の状況が反映されているとみるべきであることは、上記アと同様である。

ウ 請求人らは、タイムカードの終業打刻後も未配送の荷物を所定の場所に戻したり、荷台の清掃や翌日配送分の荷物の仕分け作業を行い、さらに、センター長と共にセンター内の後片付けを行い、警備をセットした上で退勤することが多かった旨主張する。

タイムカード打刻後の作業に関し、Hセンター長は、上記聴取書において、集荷した荷物や未配送の荷物を下ろす等の必要な作業を行った後、タイムカードを押しており、タイムカードを押した後に作業が発生することはなく、被災者も作業をしていないと思う旨述べ、Gも、上記聴取書において、Hセンター長と同旨を述べるとともに、被災者が施錠をすることはほとんどなかった旨述べている。さらに、Jは、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、施錠は自身とKセンター長が交替で行い、その際、大抵I支店長と一緒に、

被災者が一人で施錠することはなく、被災者と一緒に施錠したことはほとんどないとして、被災者が施錠時まで残って仕事をしていたことはないとする I 支店長の申述と一致する申述を行っており、これら事業場関係者の申述について、信憑性を疑うべき事情は認められない。

また、請求人らは、被災者は自身が運転していた営業車の後方に倒れていたことから、本件疾病発症時においても、タイムカードの打刻後、営業車の後部において作業中であった旨主張するが、Gは、上記聴取書において、被災者が本件疾病を発症して倒れる前、最後に話したのはG自身であるとした上で、仕事を終え事務室の2階で被災者と雑談をし、被災者は「帰る」と言って1階に降りて行った旨述べており、当該具体的申述内容を否定する根拠は認められない。

以上の点から、当審査会としては、被災者はタイムカードの終業打刻後も作業を行っていた旨の請求人らの主張を採用することはできず、決定書理由に説示するとおり、タイムカードの打刻時間により労働時間を算定して差し支えないものと判断する。

エ 上記アないしウのとおり、当審査会としては、被災者の労働時間の算定に係る請求人らの主張はいずれも採用できず、審査官が決定書において認定した労働時間が妥当であると判断する。

#### (5) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前1週間の業務についてみるに、勤務日においては連日時間外労働を行い、相応の負荷があったものと認められるものの、発症の前日に休日を取得しており、深夜勤務や顧客からのクレーム対応等心身への特段の業務負荷要因は認められないことから、発症前おおむね1週間において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

#### (6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は〇時間〇分であり、相応に長いものの、業務との関連性が強いと評価される100時間には至らず、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数も、発症前2か月目以前において昼の荷積み作業の所要時間を10分間として休憩時間から差し引いて算定し直したとしても、業務との関連性が強いと評価される80時間には至らない。また、労働時間以外の特段の業務負荷要因も認

められない。併せて、Jによれば、平成〇年〇月は前年に比べ時間外労働が少なかったとされるところ、入社以来繁忙期を何度も経験してきた被災者にとって、繁忙期の業務もいわばルーティンワークであったものと推認されることから、当審査会としても、発症前1か月及び2か月ないし6か月において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

(7) 被災者の本件疾病発症に係るリスク要因として、平成〇年〇月〇日に実施された健康診断の結果、被災者は高血圧の疑いを指摘され、二次検査を受けるよう指示されており、また、L病院の平成〇年〇月分から同年〇月分の診療報酬明細書には、傷病名として高血圧症の記載がある。

(8) 上記のとおり、本件については、業務に関連する異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務、長期間の過重業務が認められず、被災者に発症した本件疾病及び死亡は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求代理人は、救命機会の喪失という点からも業務上である旨主張するが、一般に、身体に何らかの病的症状が出現した際、仕事を休む、医療機関に受診する等の判断は、一義的には本人が行うものであるところ、本件疾病発症の前日ないしは当日、被災者が、事業場に仕事を休む旨の申告をしていないことをもって、被災者が通院等をする機会が阻害されたものとみることはできないことから、当審査会として、請求代理人の当該主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。